



「地域医療連携推進法人制度とは」

地域医療連携推進法人制度とは、医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人の医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定する仕組みです。¹⁾

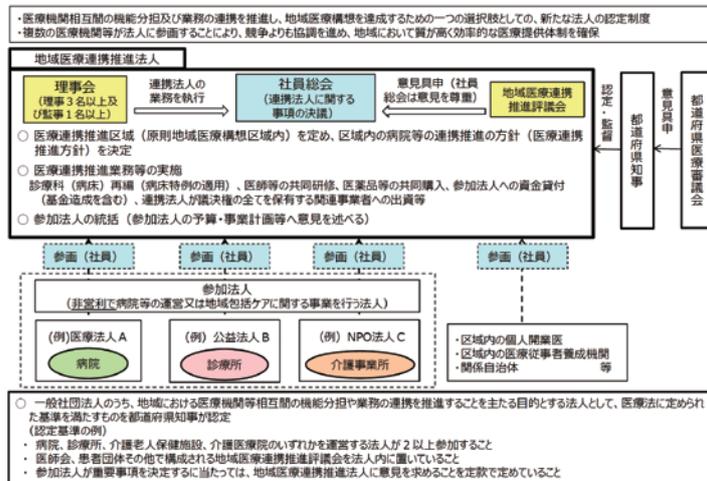
少子高齢化が進み、医療・福祉の提供体制の改革が迫られる中、医療・介護サービスのネットワーク化を図るにあたり、平成25年8月6日の社会保障制度改革国民会議報告書において、地域医療ビジョンの策定や医療法人等との競争を避け、当事者間の競争よりも協調が必要であることから医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度の見直しを行うことが重要であることが記載されています。また、「非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討する必要がある。」とも記載されました。²⁾その後、地域医療連携推進法人制度として、平成27年9月に公布、29年4月2日に施行されました。

地域医療連携法人に参画できるのは、病院・診療所・介護事業所などの非営利で病院等の運営又は地域包括ケアに関する事業を行う法人や、区域内の個人開業医・医療従事者養成機関、関係自治体などであり、社員として参画します。

地域医療連携法人の認定については、一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定します。

認定基準としては、例として、下記のようなものが挙げられます。

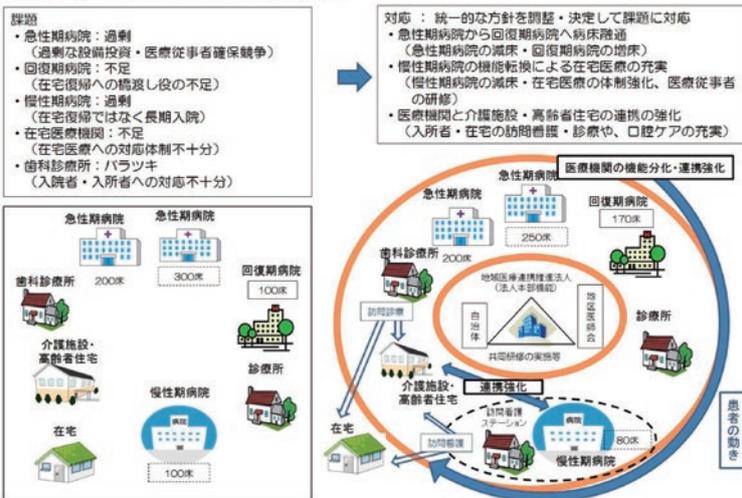
- ・病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
- ・医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
- ・参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること



地域医療連携推進法人の概要³⁾

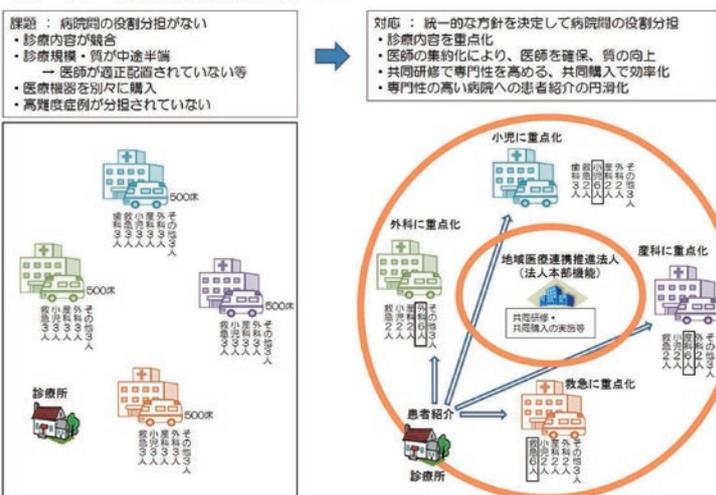
「地域医療構想・地域包括ケアの実現に向けた地域医療連推進法人制度の創設」29年4月施行

<イメージ①：地域の病院ネットワークの法人化>



地域の病院ネットワークの法人化⁴⁾

<イメージ②：地域の複数の総合病院のグループ化>



地域の複数の総合病院のグループ化⁴⁾



なお、令和元年11月29日現在で15法人が地域医療連携推進法人として認定されています(2017年：4法人、2018年：3法人、2019年：8法人)。(表1)

都道府県	認定日	法人名
山形県	平成30年4月1日	日本海ヘルスケアネット
福島県	平成30年4月1日	医療戦略研究所
	令和元年10月1日	ふくしま浜通り・メディカル・アソシエーション
茨城県	令和元年11月29日	桃の花メディカルネットワーク
栃木県	平成31年4月1日	日光ヘルスケアネット
千葉県	平成30年12月1日	房総メディカルアライアンス
神奈川県	平成31年4月1日	さがみメディカルパートナーズ
愛知県	平成29年4月2日	尾三会
滋賀県	平成31年4月1日	滋賀高島
大阪府	令和元年6月12日	北河内メディカルネットワーク
	令和元年6月12日	弘道会ヘルスネットワーク
兵庫県	平成29年4月3日	はりま姫路総合医療センター整備推進機構
島根県	令和元年6月1日	江津メディカルネットワーク
広島県	平成29年4月2日	備北メディカルネットワーク
鹿児島県	平成29年4月2日	アンマ

表1. 地域医療連携推進法人一覧(令和元年11月29日現在)⁵⁾

参考資料)

- 1) 地域医療連携推進法人制度について(平成29年2月17日医政発0217第16号)
- 2) 社会保障制度改革国民会議 報告書(平成25年8月6日)
- 3) 地域医療連携推進法人概要図(厚生労働省ホームページ)
- 4) 「医療法の一部を改正する法律について」(平成27年改正)(地域医療連携推進法人制度の創設・医療法人制度の見直し)
厚生労働省医政局医療経営支援課
- 5) 厚生労働省ホームページ「地域医療連携推進法人一覧」より作成
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753.html>)